

平成31年4月1日千大規第31号

公立大学法人公立千歳科学技術大学職員給与規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、同規則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

**第2条** この規程において「給与」とは、給料及び諸手当をいう。

2 「給料」とは、就業規則第9条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項の諸手当を除いたものをいう。

3 「諸手当」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当、管理職手当、超過担当手当、教員特別手当及び職員資格等手当をいう。

### (給与の原則)

**第3条** 給与は、社会的水準、物価、法人の支払能力等を考慮して公正に決定するものとする。

2 職員の受ける給与は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の条件を考慮したものでなければならない。

## 第2章 給料

### (給料表)

**第4条** 職員の給料は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める給料表を適用する。

(1) 教育職員 教育職給料表（別表第1）

(2) 事務職員 事務職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分とその内容は、理事長が別に定める。

### (初任給、昇給等の基準)

**第5条** 職員の職務の級は、前条第2項に規定する職務の区分に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準により決定する。

3 前項の規定による号俸を決定する場合において他の職員との権衡上必要と認めるときは、前項の基準によらないことができる。

4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給号俸は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号俸数を4号俸とすることを

標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 6 教育職員は満 60 歳、事務職員は満 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 8 第4項及び第5項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

#### (給料の支給)

**第6条** 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとし、1給与期間につき給料月額を支給する。

- 2 給与期間の給料の支給日は、その月の25日とし、支給日が週休日又は就業規則第11条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。
- 3 給与期間中、給料の支給日後において新たに職員となった者にはその月の末日(その日が週休日又は就業規則第11条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)に、給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員にはそのときに、給料を支給する。

#### (給料の日割計算)

**第7条** 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

### 第3章 諸手当

#### (手当の支給)

**第8条** 支給期日を定める以外の手当は、その月の給料と併せて支給する。

- 2 期間計算に基づく手当は、前月の1日から末日までの分を25日に支給する。

#### (扶養手当)

**第9条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者(心身障害の程度が著しく、終身労務に服することができない程度)

の者)

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

**第10条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 前条第2項第2号から第6号までの扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子、父母等」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

**第11条** 第9条に規定する他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 理事長が定める額以上の恒常的な所得があると見込まれる者

**（住居手当）**

**第12条** 住居手当は、次に各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**（通勤手当）**

**第13条** 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤す

ることが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
イ 使用距離が片道 5km以上10km未満である職員	4,200円
ウ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員	7,100円
エ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員	10,000円
オ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員	12,900円
カ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員	15,800円
キ 使用距離が片道30km以上35km未満である職員	18,700円
ク 使用距離が片道35km以上40km未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員	24,400円
コ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50km以上55km未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額でその額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の、本規程第6条第2項に掲げる日に支給する。

- 5 通勤手当を支給される職員が、退職その他の事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちその事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとし、退職その他の事由及び返納額は理事長が別に定める。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位とする期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。

**（時間外勤務手当）**

**第14条** 正規の勤務時間を超えて勤務（以下「時間外勤務」という。）することを命じられた事務職員には、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の時間外勤務手当は、第23条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、就業規則第9条第4項の規定により振り替えられた1週間の正規の勤務時間（以下、「振替前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 就業規則第11条に定める休日に勤務を命じられた事務職員の時間外勤務手当は、前項の規定にかかわらず、100分の135（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額とする。

5 前項の規定にかかわらず、就業規則第12条の規定により振り替えられた振替前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について45時間を超え60時間以下の職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の130（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の30を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

8 理事長は、時間外勤務を命ずる場合は、時間外勤務手当の予算の範囲内で行なわなければならない。

(寒冷地手当)

第15条 職員には、理事長が別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

(期末・勤勉手当)

第16条 職員には、経營業績を勘案し、在職期間、業務実績、教育・研究の成果、職務の内容及び勤怠に応じ、理事長が別に定めるところにより期末・勤勉手当を支給する。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対しその職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(管理職員についての適用除外)

第18条 第14条の規定は、管理職員には適用しない。

(超過担当手当)

第19条 責任の授業時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業の担当することを命ぜられた教育職員には、超過担当手当を支給する。

2 責任時間及び超過担当手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(教員特別手当)

第20条 教員特別手当は、理事長が定める業務に従事した教育職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(職員資格等手当)

第21条 職員資格等手当は、理事長が職務上必要と認める資格、成績等を有する事務職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(給料の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、就業規則第11条に規定する休日、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、傷病（業務及び第24条第1項に規定する通勤によるものを除く。）のため勤務しないものについては、結核性疾患にあっては引き続き1年、その他の疾病にあっては継続した期間6箇月のうち90日を超えて勤務しない場合に給料の半額を減ずる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに寒冷地手当の月額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定する年間の勤務時間は、理事長が別に定める。

## 第4章 特殊な場合の給与

(休職者の給与)

第24条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法

律第50号。以下「労災保険法」という。) 第7条第2項に規定する通勤をいう。) により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、この者に給与を全額支給する。ただし、労災保険法により給付を受ける場合は、その差額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が心身の故障により、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第40条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者にはいかなる給与も支給しない。

#### (復職時の調整)

**第25条** 休職のため勤務しなかった職員が復職し、又は勤務するに至った場合における給料月額の設定は、他の職員との均衡を考慮して別に理事長が定める。

#### (給与の支払方法)

**第26条** 給与は、原則として通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。ただし、この場合において、本人の給与支給日に払い出しができなければならない。

- 2 職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の順位は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員退職手当規程第8条に定めるところによる。

#### (給与からの控除)

**第27条** 給与を支給する場合、次の各号に掲げるものを給与から控除することができる。

- (1) 法令に定められた本人負担の租税公課
- (2) 地方職員共済組合償還金
- (3) その他、職員の過半数を代表する者との間で控除について書面により協定されたもの。

## 第5章 補則

#### (派遣職員の取扱い)

**第28条** 公立大学法人公立千歳科学技術大学への派遣職員に対する給与については、この規程にかかわらず理事長と派遣職員の所属する組織の長との協議によって決定する。

#### (理事長への委任)

**第29条** 理事長は、この規程を実施するに当たり、この規程の条項によった場合には、著しく不合理となる場合又は必要があると認める場合には、この規程の条項にかかわらず、必要な措置をとることができる。

### 附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校法人千歳科学技術大学を平成 31 年 3 月 31 日に退職し、平成 31 年 4 月 1 日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、学校法人千歳科学技術大学教職員給与規程第 12 条の規定の適用を受け、引き続き自ら所有する住宅に居住している世帯主たる者（以下「特例措置対象者」という。）に対しては、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる支給月額に住居手当を支給する。

期間	支給月額
平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	3,000 円（住宅を新築し、又は購入した職員については、その新築又は購入後 5 年間に限り 1,000 円を加算する。）

- 3 前項の規定は、施行日以後に特例措置対象者以外の職員となった者には適用しない。
- 4 平成 31 年 3 月 31 日に学校法人千歳科学技術大学を退職し、平成 31 年 4 月 1 日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、その者の受ける給料月額が平成 31 年 3 月 31 日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

### 附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正後の第 23 条の規定は、令和 5 年 2 月 7 日から施行し、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 教育職給料表（第 4 条関係）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	233,100	290,700	335,600	410,200
2	235,400	293,300	338,500	412,500
3	237,600	295,700	341,500	414,600

4	239,600	298,000	344,500	416,700
5	241,700	300,300	347,400	418,600
6	243,400	302,600	349,800	421,000
7	245,100	304,700	352,300	423,200
8	246,900	306,900	354,700	425,500
9	249,000	309,200	357,200	427,200
10	251,300	311,600	359,800	429,700
11	253,600	314,000	362,400	431,900
12	255,600	316,400	365,200	434,100
13	257,700	318,700	367,800	435,500
14	260,100	320,700	369,500	437,700
15	262,400	322,700	371,700	439,900
16	264,700	324,400	373,900	442,200
17	266,600	326,400	375,600	444,300
18	269,400	328,200	377,600	446,600
19	272,200	330,000	379,600	448,800
20	274,900	331,700	381,400	451,100
21	277,600	333,100	383,200	453,100
22	280,200	335,500	384,700	455,400
23	282,700	337,600	385,900	457,800
24	285,100	339,800	387,100	460,100
25	287,500	341,600	388,200	462,100
26	290,000	343,500	389,900	464,200
27	292,400	345,600	391,600	466,300
28	294,900	347,700	393,300	468,400
29	297,300	349,600	395,000	470,400
30	299,600	351,500	396,600	472,700
31	301,800	353,300	398,000	474,900
32	304,000	355,000	399,300	476,800
33	306,200	356,900	400,900	478,700
34	308,400	358,500	402,500	480,800
35	310,900	360,000	404,000	483,000
36	313,100	361,400	405,700	485,000
37	315,400	362,800	406,800	487,100
38	316,700	364,800	408,300	489,100
39	318,300	366,700	409,800	491,000
40	319,700	368,400	411,000	492,900
41	321,100	370,100	411,900	494,900
42	321,500	371,900	413,500	496,800
43	321,900	373,500	415,000	498,500

44	322,300	374,900	416,600	500,400
45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100
47	324,200	379,800	420,800	505,900
48	325,000	381,300	422,300	507,700
49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300
54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,300	450,300	
79	348,900	415,600	451,000	
80	349,800	415,900	451,600	
81	350,700	416,200	452,400	
82	351,600	416,500	453,100	
83	352,500	416,700	453,400	

84	353,400	417,000	454,000
85	354,000	417,200	454,400
86	354,600	417,500	454,700
87	355,200	417,800	455,000
88	355,800	418,100	455,300
89	356,300	418,300	455,600
90	356,700	418,600	
91	357,100	418,900	
92	357,500	419,200	
93	357,900	419,400	
94	358,300	419,700	
95	358,800	420,000	
96	359,200	420,300	
97	359,800	420,500	
98	360,300	420,800	
99	360,700	421,100	
100	361,200	421,300	
101	361,600	421,500	
102	362,100	421,800	
103	362,400	422,100	
104	362,800	422,300	
105	363,300	422,500	
106	363,700	290,700	
107	364,200		
108	364,700		
109	365,100		
110	365,600		
111	366,100		
112	366,500		
113	366,900		
114	367,300		
115	367,800		
116	368,200		
117	368,600		
118	369,000		
119	369,500		
120	369,900		
121	370,200		
122	370,600		
123	371,100		

124	371,400		
125	371,800		
126	372,300		
127	372,800		
128	373,200		
129	373,600		

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の教育職員で理事長が別に定める者に適用する。

別表第2 事務職給料表（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料月額						
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000

25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,500	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,700	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	411,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	411,900	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,000	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,600	394,200		
95		296,200	344,100	383,200	394,400		
96		296,600	344,500	383,800	394,600		
97		296,800	344,700	384,500	394,800		
98		297,100	345,100	385,100	395,000		
99		297,500	345,500	385,700	395,200		
100		297,900	345,800	386,300	395,300		

101		298,100	346,100	387,000	395,400		
102		298,400	346,500	387,400	395,500		
103		298,800	346,900	387,800	395,600		
104		299,100	347,300	388,100	395,700		
105		299,300	347,800	388,400	395,800		
106		299,600	348,200	388,700	395,900		
107		300,000	348,600	388,900			
108		300,300	349,000	389,100			
109		300,500	349,500	389,300			
110		300,900	349,900	389,400			
111		301,300	350,200	389,500			
112		301,600	350,500	389,600			
113		301,800	351,000	389,700			
114		302,000	351,400				
115		302,300	351,800				
116		302,700	352,200				
117		302,900	352,700				
118		303,100	353,100				
119		303,400	353,500				
120		303,700	353,900				
121		304,100	354,400				
122		304,300	354,800				
123		304,600	355,200				
124		304,900	355,500				
125		305,200	355,800				
126			356,100				
127			356,300				
128			356,500				
129			356,700				
130			356,800				
131			356,900				
132			357,000				
133			357,100				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。